

令和6年度第2回東京都入札監視委員会

令和7年3月28日（金）

東京都第一本庁舎 33階 特別会議室N1

【須藤契約調整担当部長】 それでは、これより令和6年度第2回東京都入札監視委員会を開催いたします。

委員の皆様には、お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

本日の進行役を務めさせていただきます財務局契約調整担当部長の須藤です。よろしくお願いいたします。

木下委員、原澤委員、飯塚委員につきましては、本日も欠席となっております。東京都の職員の出席者につきましては配布資料のとおりでございます。

それでは初めに、本日の資料について確認をさせていただきます。

【臼田契約調整担当課長】 契約調整担当課長臼田でございます。

次第をおめくりいただきまして、資料一覧が2枚目でございます。一覧のとおり、資料は全ておそろいかご確認をお願いいたします。

資料4枚目の議案1以降、全30ページございますので、ご確認をお願いいたします。

ご確認ありがとうございます。

【須藤契約調整担当部長】 続きまして、本日の議事進行についてご説明申し上げます。資料の1枚目、次第をご覧ください。

まず、制度部会の堀田部会長から、令和7年1月から2月にかけて開催された第2回から第6回の部会での事業団体との意見交換会の結果及び、令和7年2月に開催された第7回部会の結果についてご報告をいただき、その後、各委員の方からご意見をいただきます。

次に、第一監視部会の小見部会長から、令和6年12月に開催された第2回部会の結果についてご報告いただき、その後、各委員の方からご意見をいただきます。

最後に、第二監視部会の有川部会長から、令和7年1月に開催された第2回部会の結果についてご報告をいただき、その後各委員の方からご意見をいただきます。

それでは、本日の議事進行役について、有川委員長をお願いしたく存じます。有川委員長、よろしくお願いいたします。

【有川委員長】 よろしく申し上げます。有川です。では早速進行させていただきます。

まず、委員会議案1と2の制度部会の報告を、堀田部会長よりよろしくお願いいたします。

【堀田委員】 堀田でございます。それではまず、第2回から第6回の制度部会結果についてご報告いたします。資料は2ページになります。

本年1月22日から2月4日にかけて、五つの業界団体と都の入札契約制度等に関する要望について意見交換会を開催いたしました。

本日は、時間も限られておりますので、団体ごとのご説明は割愛いたしますけれども、主に入札契約制度の改善に関する要望や、働き方改革の推進に関する要望、それから、民間発注者への啓発・指導についてのご要望等が寄せられました。

各団体から寄せられた要望の内容につきましては、資料の2ページから13ページにつけてある団体ごとの概要に記載してございます。

以上が、第2回から第6回制度部会の概要となります。

続きまして、第7回の制度部会の結果についてご報告いたします。資料は15ページになります。

本年2月19日に開催いたしました。事項は、「設計等委託における総合評価方式について」です。本件について事務局から、検討の背景や制度設計の方針等についてご説明をいただきました。

各委員からは、「価格点と技術点の割合」、それから「各基準価格の設定を見直し」、それから「最低制限価格制度の導入に対する事業者からの評価」、そして「傾きの考え方」などにつきまして、ご質問や意見がございました。

それに対しまして、事務局からは、総合評価方式は価格と技術を総合的に評価するもので、技術点を重視し、価格点を軽視したいわけではない。それから、基準価格は国の算定式を準用している。最低制限価格導入に対し、業界団体は肯定的である。傾きの考え方について、基準価格に追随する形で考えている、などの回答がございました。

本件につきましては、委員からのご意見を踏まえて、今後の制度設計に生かしていくよう、引き続き事務局において検討を進めることといたしました。

以上、第7回制度部会における概要でございます。

【有川委員長】      ありがとうございます。ただいまの制度部会の報告につきまして、各委員の方から、何か質問や意見がありますでしょうか。ありましたら挙手をお願いいたします。

ないようでしたら、先に進めさせていただいてよろしいでしょうか。

それでは次に、委員会議案3の第一監視部会の結果につきまして、小見部会長のほうから報告をお願いいたします。

【小見委員】      第一監視部会長の小見でございます。第2回第一監視部会の結果の報告についてです。

まず、対象者の抽出方法ですが、資料18ページの別紙3－1をご覧ください。

当第一監視部会では、具体的な抽出方法として、高落札率の事案については、「予定価格掛ける落札率」が大きい順に上位100件中から抽出すること、社会的注目事案については、新聞や雑誌で取り上げられた案件の中から抽出すること、1者入札の事案、低入札価格調査を行った事案、長期継続受注事案については、該当する全案件の中から抽出することとし、また各委員がそれぞれ事案を抽出した上で、その中から最終的に対象事案を部会長が決定すると決めております。

こうしたプロセスを経まして、最終的に決定した事案が別紙３－１に記載した６件です。当日は、各事業所管局の担当者も出席して説明をしていただいた上で、入札契約手続がルールに基づいて適正に行われているか、また、今後検討すべき事項がないか等について意見交換をしました。

意見交換の結果、いずれも入札契約手続そのものはルールどおりに行われていることを確認しました。では、議案ごとに具体的な内容を報告します。19 ページをご覧ください。

「東村山浄水場排水処理所横型加圧脱水機等更新工事」です。まず議案１は、高額・高落札率事案及び１者入札事案として抽出した案件です。

本件については、元施工以外の事業者が落札しやすい仕組みについて工夫していることはあるか、また、公共工事の継続性の観点から、固定的な数社だけが持つ技術力が事業体制の変更などにより損なわれることがないように、発注局側で技術力を保持するような体制を取られているか等の質疑を行いました。

これに対して、横型加圧脱水機の更新工事に伴う制御系のコントロールに関わる工事等は、別の案件として起工し、入札参加のハードルが高くなならないよう配慮して発注しているとの回答がありました。

また、発注局側の技術力保持については、定期的に職員が立ち会いながら維持管理をする中で、機械能力を維持するための修繕作業等を通じて、発注局職員の技術力の低下を防いでいる。

また、事業者についても、定期的に維持管理工事等を発注することにより、横型加圧脱水機の製造能力等が低下することのないように、ヒアリングを重ねながら事業を進めていくとの回答がありました。

次に議案２は、「岡田林地荒廃復旧工事」です。これは１者入札事案及び同一事業者による長期受注事案として抽出した案件です。

本件については、年々、希望しても応札せず辞退する事業者が増えるなど、入札が不活発になっているように見えるが、その原因の分析と、競争的な入札を確保していくためにどのような工夫をしていくのかとの質疑を行いました。

これに対して、辞退理由についてヒアリングしたところ、配置予定技術者の配置が困難といった人員不足が挙げられました。それを踏まえ、債務負担行為の設定等を活用した発注時期の平準化や、発注予定表の公表により、事業者が計画を立てやすくする等の対策を講じていくとの回答がありました。

本議案については、長期受注者が、令和６年度の発注時には辞退し、また複数者が最低制限価格を下回るなど、これまでと状況が変化している。特別な事情がないか、分析してほしいと意見を付しました。

次に、議案３です。「都営住宅５Ｈ－１１６ 東（江東区辰巳一丁目）工事」ですが、これは、高額・高落札率事案及び１者入札事案として抽出した案件です。

本件については、今回、２棟を一括して発注しているが、棟ごとに分割して発注するか、

一括して発注するか、方針はあるのか、発注を分ければ中小事業者が参加しやすいと思うが、規模が大きくなると、受注できる事業者が限られてくるのではないかという質問や、辞退理由に、くい工事の工程に6か月必要なことが判明し、工期内施工が困難と判断したとあるが、難易度は高い工事だったのか等について質疑を行いました。

これに対して、中小企業育成の観点から、原則、規模の大きい工事でも技術的に可能な限り分割発注することを基本にしている。今回の案件は、施工ヤードが限られること、近隣のスクールゾーンの関係で工事ゲートの設置箇所が限られることなどから、分割発注が困難な地形であったため、一括で発注をしたとの回答がありました。

また、辞退理由及び工事の難易度については、都営住宅の建築積算要領においては、くい打ち機2台で施工し、約2か月程度の工期と想定していた。くい打ち機の台数は、くい専門業者と受注者の関係によるため、当該辞退者は1台で施工する工期を算定したものと考えられる。実際の履行では2、3か月程度の工程で進められていることから、都側の積算が実態と異なるものではなかったと考えているとの回答がありました。

続いて、議案4「荏原病院（5）熱源設備改修工事その2」は、高額・高落札率事案及び1者入札事案として抽出した案件です。

本件については、当初発注では低入札で不調になり、それに対して、再発注では高落札率での落札となっている。当初発注と再発注で入札の状況が大きく変わっているが、どのような理由が考えられるかについて質疑を行いました。

これに対して、当初発注と再発注では、スケジュール等の見直しを行ったものの、内容については大きく変更はしていない。当初発注の入札結果を確認した事業者が、低入札の結果を受けて見積りを見直したと考えられるとの回答がありました。

議案5は、「新河岸水再生センター汚泥焼却設備新3号補修工事」、これは1者入札事案及び同一事業者による長期受注事案として抽出した案件です。

本件については、この設備に係る技術情報が、当該事業者にはしかないということだが、東京都には共有されているか、当該事業者が事業を継続できなくなった場合、東京都はある技術情報だけ対応できるかといった質疑を行いました。

これに対して、完成図書として、システム全体の図面等は技術情報として共有されていること、事業者の事業継続が困難な際には、東京都が持つ技術情報だけで対応することは難しいが、仮にそうした状況が生じた場合、事業を継承した事業者と交渉していくことになると思う。ただし今回のような焼却炉については、今までそういった事例は生じていないとの回答がありました。

本議案については、1者に依存せざるを得ない状況だが、今後の事業に影響を与える可能性があるため、リスクヘッジできる仕組みを今後検討してほしいと意見を付しました。

最後に、議案6「警視庁小松川警察署留置施設改修電気設備工事」は、1者入札事案として抽出した案件です。

本件については、本工事は、特殊な技術等を必要とするものではなく、工事金額も大き

くない中、これだけの会社が希望して、一斉に技術者が確保できずに辞退するという状況は不自然に見える。しっかりと競争性のある入札に改善していくための工夫は何かあるかといった質疑を行いました。

これに対して、希望時に配置予定技術者を登録するが、他の工事と比較して、よりよい案件があれば、当該技術者がそちらに入ってしまうのが現状であると考えている。債務負担行為等を活用した発注時期の平準化や、年度初めの工事は年間発注予定を示していくなど、改善を図っているとの回答がありました。

第2回第一監視部会の結果については以上となります。

【有川委員長】      ありがとうございます。ただいまの第一監視部会の報告につきまして、各委員のほうから、何か質問や意見がありましたら挙手をお願いします。

今、ないようでしたら、最後にまとめて質問していただくことにして、先に進みたいと思います。

それでは、第二監視部会の結果につきまして、部会長である私のほうから説明をさせていただきます。資料の25ページの別紙4-1をご覧ください。

第二監視部会の対象事案の抽出方針につきましては、ただいま報告のありました第一監視部会とほぼ同様となりますので、説明は省略させていただきます。

抽出方針に基づいて最終的に抽出した事案が、この別紙4-1にあります5件となります。では、議案ごとに概要を報告します。26ページをご覧ください。

議案1「令和5年度海の森公園トイレ兼休憩所新築工事」です。こちらは1者入札事案として、抽出したものです。

本件につきましては、辞退理由を見たところ、技術的に履行が困難な案件であると記載されていた会社がある。困難な案件ということの具体的な内容に関しては、しっかり聞き取りしているのかといった質疑や1者入札になった原因について、全体的な傾向を把握するほかに、できるだけ競争性を確保するためにどうしたらいいのかということを読んで、次の工事にフィードバックさせるためのいくつかの工夫、どのような工夫をされているのかということなどにつきまして質疑を行いました。

これに対して、「技術者の配置が困難」と回答した会社が多かったので、今回は技術者の配置が困難だった事案と理解して、それ以上のヒアリングは行わなかったという回答、また、競争性確保のためのフィードバックの工夫については、引き続き年間発注予定の情報提供を適切に行っていくとともに、可能な限り早期に発注するため、受注機会の確保に努めていきたいという回答をいただきました。

また通常、不調になった場合には、不調原因などについてヒアリングし、情報を共有しており、そういったことを踏まえながら発注しているという説明がありました。

これらの回答を踏まえまして、本事案につきましては、各社の辞退理由について、具体的な把握・確認をしっかりやっていただきたい。また、1者入札の原因分析と改善の方策については、国等においては一覧表にして外部に公表し、改善状況を翌年度以降報告して

いる状況にある。都においてもそういった状況について内部でしっかり記録・情報共有をし、それに基づいて改善していける体制づくりをやっていただきたいという意見を付しました。

次に議案2ですが、27 ページを見てください。こちらは、「環状第5の1号地下道路荒川線並行部土留め設置工事」になります。これは高額事案・高落札率事案及び1者による入札事案として抽出したものです。

本件については、先行する本体工事と一体として契約しなかった理由は何か。当初の計画から分かっていたことではないのかといった質疑や、複数局にまたがる案件のようなケースにおける一般的な契約のやり方はどのようになっているのか等につきまして、質疑を行いました。

回答としては、本体工事と一体としなかった理由としては、本体工事の発注部局である建設局に、都電荒川線が走行する箇所の施工に関する輸送上の安全性の担保等のノウハウがないことから、交通局が受託して施工しており、後から追加されて発注した形となっている。当初は荒川線の隣接部分だけで立て坑をつくる予定だったが、その後、軌道敷の部分まで拡大する必要があるといった説明がありました。

また、複数局にまたがる工事の発注については、事業主体間のリスク分担という観点で基本的に分けるのが一般的だと思う。建設局は鉄道事業に関わるリスクについて、負い切れない部分があり、各所管部門においてしっかり対策を講じながら発注することが、安全性や事業運営の観点から必要なのだと考えているとの回答がありました。

本件については、特命理由の記述や説明の不足から疑義を招くことのないよう、第三者にも理解しやすい形で整理を心がけるよう、意見を付しております。

次に議案3ですけれども、28 ページを見てください。「令和5年度三池港船客待合所解体工事」の事案であります。こちらは高落札率及び1者入札事案として、抽出した案件になります。

本件については、1者ぐらいいしか対応できないということが今後も続くのではないかとと思われる。工事は増え続けていくのか、そんなに量はないからこのような形でどうにかやっていけるのか。何か見通しがあれば教えてほしいという質疑、三宅島の今後のためにも、事業者の育成など、長期的なスパンで考えていくことが持続可能性を高めることにつながるのではないかとといった質疑を行いました。

これに対し、工事全体の年間の発注要件などを村や東電やNTTとも共有しているが、件数的にはそれなりに多く、それに対し事業者が少ないというのが現状である、今後の発注予定の情報共有を図っていく状況にあるとの説明がありました。

また、他の支庁でも、島しょ部の事業者の育成は大きな課題となっており、例えば都や国の技術者の養成のための講習会などの案内を積極的にやっている。すぐに芽が出るものではないが、じっくりと時間をかけてやらざるを得ないというところがあるという回答を得ました。

次に、議案4ですが、同じく28ページです。「江東ポンプ所江東ポンプ棟建設その3工事」になります。こちらは、高額事案・高落札率事案及び1者による入札の事案として抽出したものです。

本件については、特命理由について、もう少し補足して説明していただきたいという質疑、本件におけるニューマチックケーソン工法の技術・積算資料は国交省が示しているのか。それを見れば大体本件のように予定価格に近いところに入札されるのが通常ということなのか等について質疑を行いました。

これに対して、特命理由については、ニューマチックケーソンは作業室内の空気圧を一定に保つ必要があり、機械を24時間常に運転しなければならないため、施工途中で機械を停止して事業者を変えることはできない点、また、途中で別事業者が引き続いた場合、掘削による周辺地盤変位などの責任の所在が不明確、不明瞭になることも想定される点、さらに、当工法の設備は、施工業者によって施工方法や設備の配置、手法などが異なっており、別の事業者が引き継いでオペレーションすることは技術的に難しい点から随意契約をしているとしているとの説明がありました。

また、積算については、日本圧気技術協会が刊行しているので、国交省の基準やそれに準ずるものを参考として作成されたものと認識している。今回の工事範囲については、積算する上では非常にシンプルな内訳の構成になっているため、施工数量等が正しければ、基本的な刊行物等を参考に積算できるものと考えているとの説明がありました。

本件については、極めて高額の仕事であり、都民に対する説明責任の点からも、特命随契の理由について、より理解しやすいような形での整理に努めるよう、意見を付しました。

最後に議案5ですが、「街灯維持工事（墨田工区）その2単価契約」になります。こちらは同一事業者長期継続受注事案として抽出したものです。

本件については、過去5年の入札状況を見ると、一貫して辞退している事業者については、どういった理由なのかをしっかりと分析しているのか等について質疑を行いました。

これに対しては、技術者の不足ということで辞退が行われているという説明がありました。

第2回の第二監視部会の結果については以上となりますが、結論としましては、30ページの最後の部分にありますように、議案1から議案5までについて、入札手続はルールどおりに運用されているが、個々に付された意見への対応を求めるという結論になっております。

以上が第二監視部会の結果になります。

一方で私は、今度は委員長の立場として、今の第2回第二監視部会の結果につきまして、各委員のほうで、何か質問や意見がありましたら挙手をお願いいたします。

ないようでしたら、第二監視部会に限らず、これまでの各部会の報告全体を通じて、また質問、意見等について、その後お気づき等のことがありましたら、最後に挙手をしていただけると幸いです。

ございませんでしょうか。

【森岡委員】 森岡でございます。よろしいでしょうか。

【有川委員長】 森岡委員、お願いします。

【森岡委員】 議案の中身ということではないのですが、この部会の構成等について、私ももう多分来年度で退任ということになると思うのですけれども、今も伺っていて、私は第一監視部会で具体的な事案での検討を進めてきたところですが、そういうことをやっている中で、その経験を生かして制度についても何か検討できる余地とかもあってもよかったのかなというのを今思っております。

1回この部会に入ると、基本的には固定的な、ずっとそこに居続けるということのような気がするのですが、少しフレキシブルに、それぞれ委員のご希望等もあるかもしれませんし、ご専門分野のバランスもあると思うのですけれども、シャッフルするようなことがあってもいいのではないかなというのがあります。前も多分この全体会でも出たと思いますが、第一監視部会は弁護士が3人くらいまとめているという状況でもあります。常に同じメンバーでやらなければいけないというほどのことでもないかなと思っているので、何年度かに1回とかシャッフルするとかそういうことも、今後の運用でお考えいただいてもよろしいのかなというのが、もうそろそろ任期が終わる者としての意見であります。

以上です。

【有川委員長】 ありがとうございます。ちょうど間もなく構成員の半数近くが交代になるということで、それを機会に森岡委員が言われたような意見も参考にしながら構成メンバーについてもまた編成されるというふうに承知しております。

今ご意見がありましたように、ずっとそれを固定化する以外のやり方についてもその際に併せて事務局のほうで検討していただければありがたいと思います。

何か私の意見に追加するものはありますか。

【臼田契約調整担当課長】 事務局から少し説明させていただきます。

今の森岡先生のご意見、もともとは監視部会の中で出た、第一監視と第二監視の先生方の、いわゆる弁護士の方が第一監視は非常に多くなっていて、第二監視のほうは少ないというところでのご意見から始まっています。

ちょうど本年8月末をもって、2期8年を迎えられる委員の方々が、半数近くいらっしゃる、今、有川委員長からもお話ありましたように、そうした状況がございますので、そのタイミングをもって全体としての構成について見直すということで、考えていたところでございます。

ただ、現状、後任の委員の方々がまだ揃っていないといった状況もございますので、その具体的な案については本日お示しするような状況になってはございませんが、この間、検討を進めてまいりました。

今の森岡委員からのお話は、さらにその上で、委員の任期中に、部会間の移動というものもあり得るのではないかなというようにお話だったかと思います。委員の方々の任期が少し



ずれているような事情もございますので、何年目でこう変えるというのがなかなか難しい面もあるかもしれませんが、今いただいたご意見も踏まえて、今後の部会構成を考えていく上での参考させていただきたいと思います。

以上となります。

【有川委員長】      ありがとうございます。

森岡委員、何か追加して聞かれることがありますでしょうか。よろしいでしょうか。

【森岡委員】      私が申し上げたのは、繰り返しですが、具体的な事案を見て制度に移るみたいな、キャリアプランではないですけれども、そういう形も、いきなり新任の先生が制度部会に入っても、実際に何が起きているのか分からないとなかなか把握しにくいというところもあるかと思いますので、監視部会での経験を経て制度部会に移るなどということもあり得るのではないか、全員がそうでなければいけないと申し上げるつもりはありませんが、特に、例えば私自身でいうと、弁護士としてはそういう具体的な事案から入って制度みたいなものに行くほうが非常に分かりやすいというか、イメージがつかみやすかったのも、もし8年間あれば、そういう機会があってもよかったかなと今思ったところです。

以上です。

【有川委員長】      ありがとうございます。貴重な意見、ありがとうございます。

では、森岡委員の意見も踏まえながら、今後の編成の参考にしていただければと思います。

ほかの委員から、ほかの意見等がありますでしょうか。

ないようですので、事務局に進行をお返ししたいと思います。

【須藤契約調整担当部長】      有川委員長、ありがとうございました。

委員の皆様におかれましては、年度末のご多忙の中ご出席を賜り、誠にありがとうございました。

それでは、最後に東京都財務局を代表いたしまして、経理部長の稲垣よりご挨拶をさせていただきます。

【稲垣経理部長】      財務局経理部長の稲垣でございます。

本日は大変お忙しいところ、どうもありがとうございました。また、今年度最後の入札監視委員会となりましたけれども、先生方には、今年度も年間を通じまして、各部会におかれまして様々ご指摘、また、大変示唆に富むご意見を頂戴いたしまして、ありがとうございました。

先ほど、先生方のほうからもございましたけれども、来年度に入りますと、8月末をもちまして、現在の委員の先生方のうち6名の先生方が4期8年の任期を満了されるということとなる予定でございます。したがって、現在の委員の先生方に一堂に会していただくというのは、本日が最後となる予定でございます。

長期にわたりまして、先生方におかれましては、都の入札契約制度の適正な運用に大変なご尽力を頂戴いたしまして、重ねて御礼を申し上げます。なお、4月以降につきまして

も、各部会の開催予定がまだございますので、引き続きご指導のほどお願いできればと存じます。

改めまして、本日は大変お忙しいところ、長時間にわたりましてありがとうございます。お疲れさまでございました。

【須藤契約調整担当部長】 それでは、以上をもちまして、令和6年度第2回入札監視委員会を閉会とさせていただきます。これにてご退出いただいて結構でございます。

本日は誠にありがとうございました。